

「総量規制基準」設定方法を示す報告案まとまる



The Knights

中央環境審議会水環境部会の総量規制基準専門委員会は、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について」の報告案を取りまとめ、2010年11月30日(火)から12月13日(月)の間で、パブリックコメントを実施しました。

今回の報告案は2010年3月に、第7次水質総量規制の方向性を示す答申が行われた事を踏まえて計4回にわたり審議を行い取りまとめられ、

- (1) 総量規制基準の位置付け
- (2) 総量規制基準の適用
- (3) 総量規制基準の設定方法を定めるに当たって考慮すべき事項
- (4) 総量規制基準の設定方法の検討
- (5) 総量規制基準の設定方法
- (6) 都府県が総量規制基準を定める際の留意事項

が示されています。

総量規制基準が変更になる可能性のある寒天製造業・有機質肥料製造業・パルプ製造業・紙製造業又は紙加工品製造業など計34業種が対象となります。

当社では、水質総量規制指定項目であるCOD、窒素、りんを始め、水質分析について多くの実績と経験があります。ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2010年11月30日付 環境省報道発表資料
2010年11月30日付 EIC ネット HP

化学分析箇所 小野めぐみ